

第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

第1節 障害者・障害児の人数

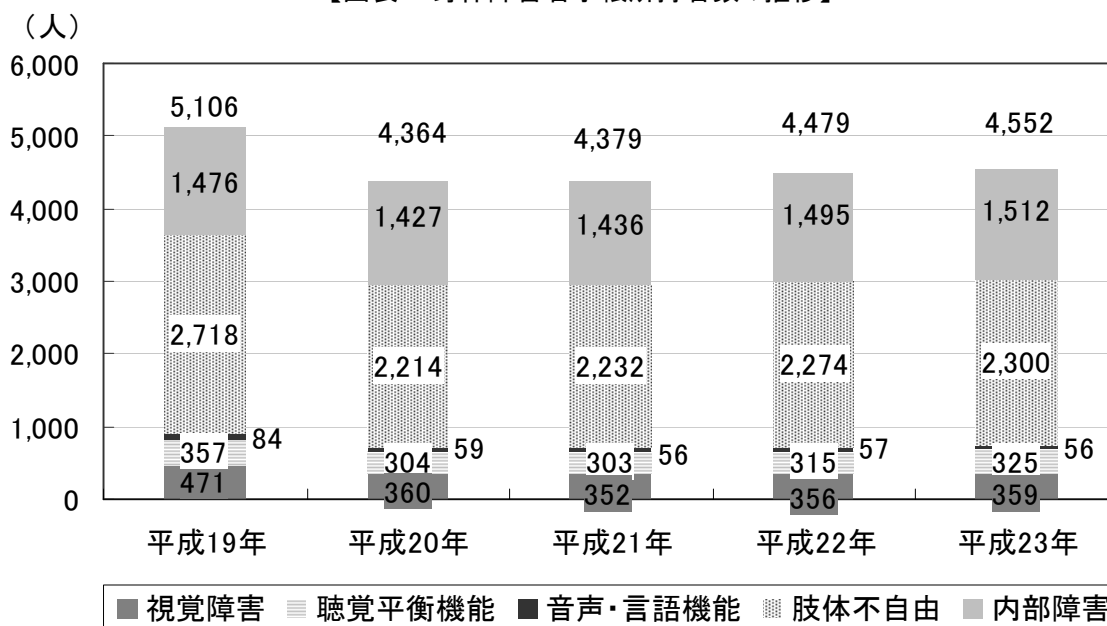


本区の障害者、障害児の数は、平成23年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,552人、愛の手帳所持者（知的障害者）が761人、精神障害者保健福祉手帳所持者が677人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の68.2%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、平成23年4月1日現在、4,552人です。3年前の平成20年と比較すると4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1級・2級（重度）の手帳所持者の割合は、全体の47.5%で約半数を占めています。身体障害者を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

【図表1：身体障害者手帳所持者数の推移】

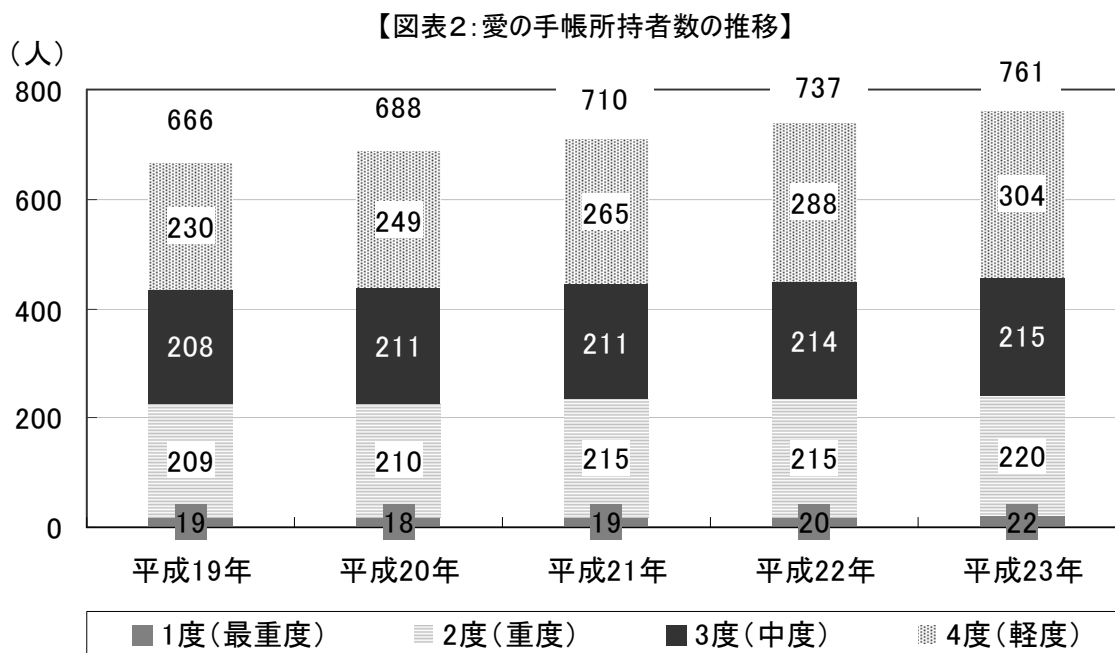


（各年4月1日現在）

※身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼働に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

(2) 愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3% の増加となっています。数、割合とも 4 度（軽度）の増加が顕著です（74 人、32.2% 増）。3 度（中度）と 4 度（軽度）で全体の 68.2% を占めています。

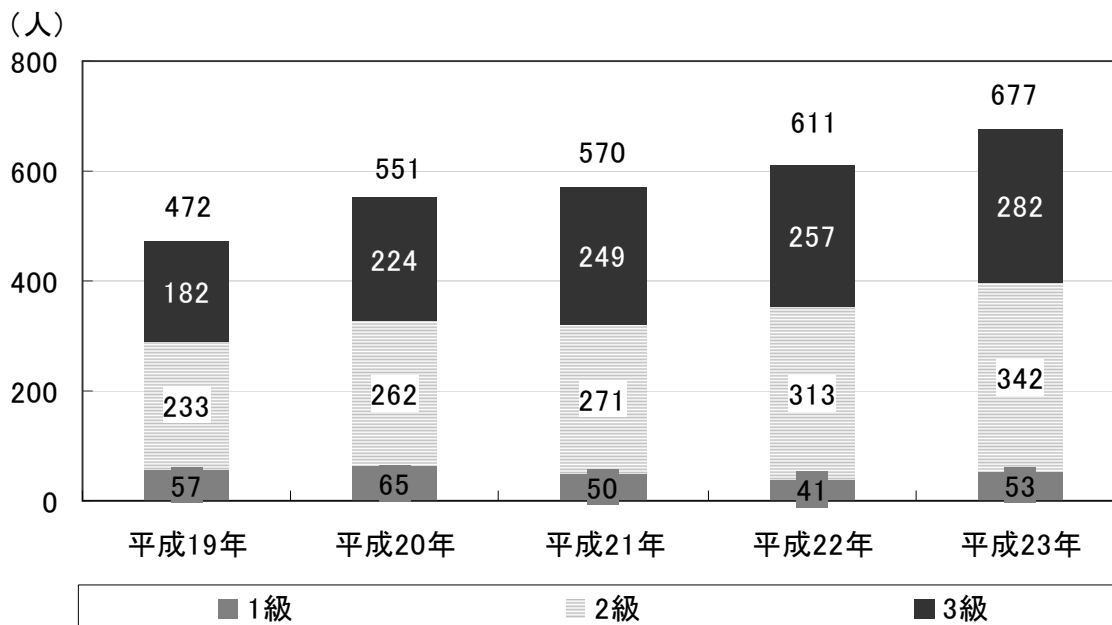


(各年4月1日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、677 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成 19 年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成 23 年 4 月 1 日現在 1,712 人で、平成 19 年の利用者（1,224 人）と比較すると 39.9%の増加となっています。

【図表3：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

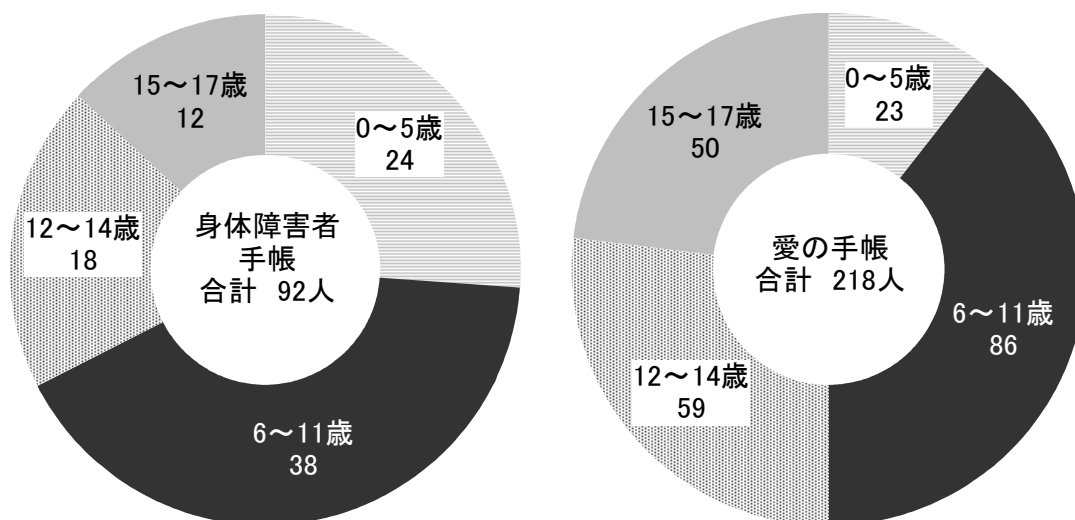


(各年4月1日現在)

(4) 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳と愛の手帳を合わせて 310 人となっています。

【図表4：障害児の年齢別手帳所持者数(平成 23 年4月1日現在)】



第2節 地域生活の現状と課題

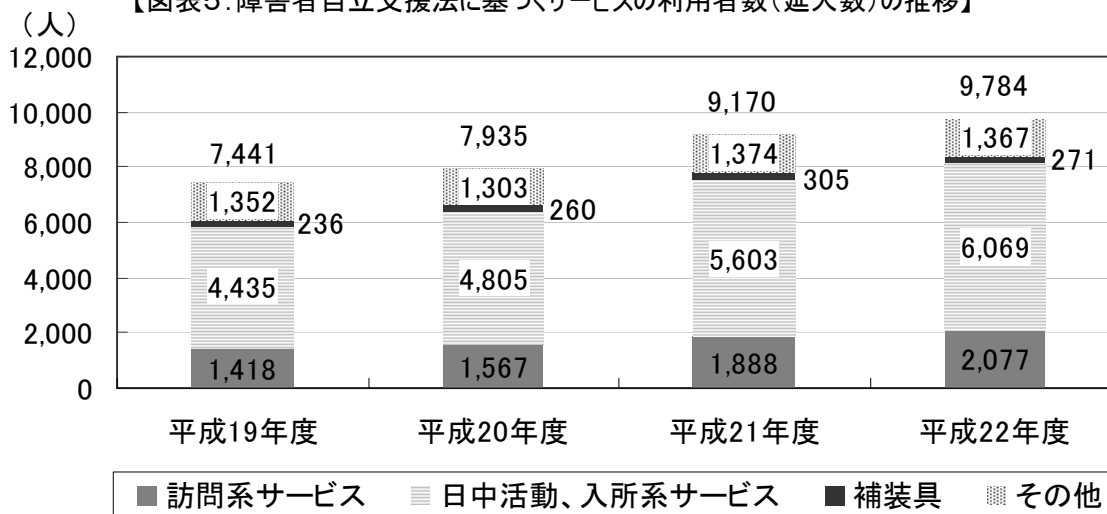


(1) 自立に向けた地域生活への支援

○障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で31.5%増加しており、平成23年度はさらに増加する見込みです。

【図表5：障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数(延人数)の推移】



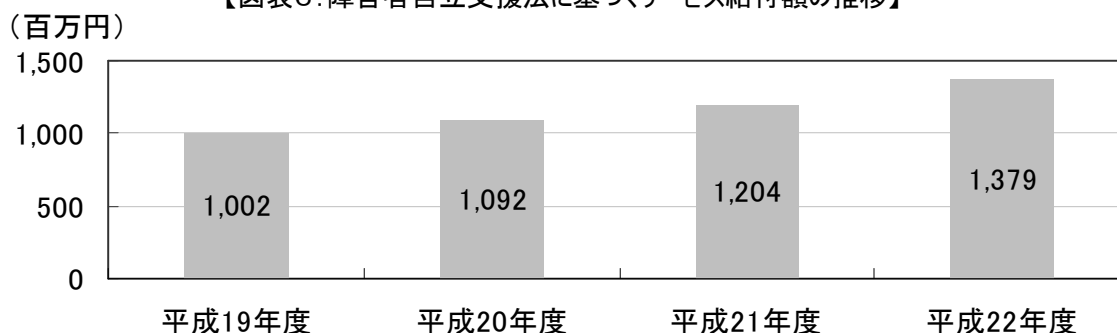
(各年度末現在)

- 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- 日中活動、入所系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- その他：サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を超えています。

【図表6：障害者自立支援法に基づくサービス給付額の推移】



(各年度末現在)

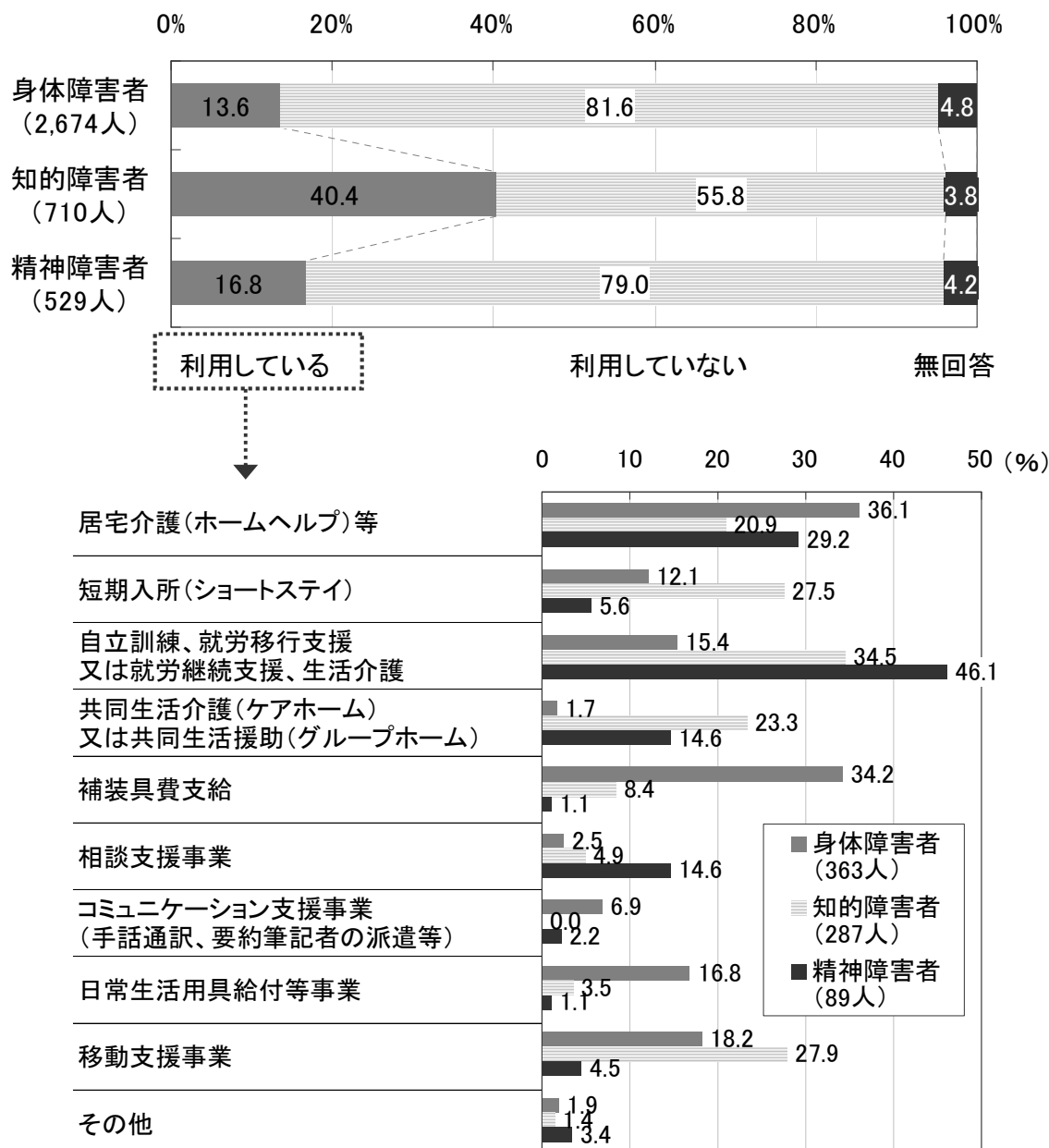
※障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額です。

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%であり、知的障害者のサービス利用の傾向が高くなっています。

また、利用内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護となっています。

【図表7：障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況】

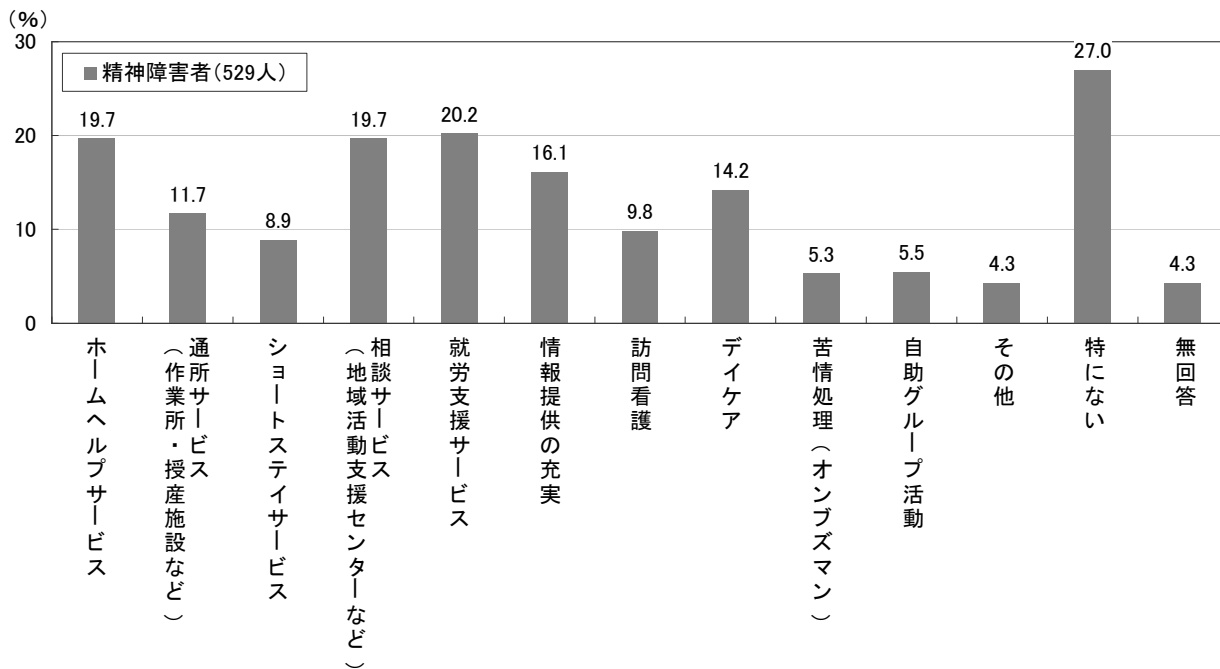
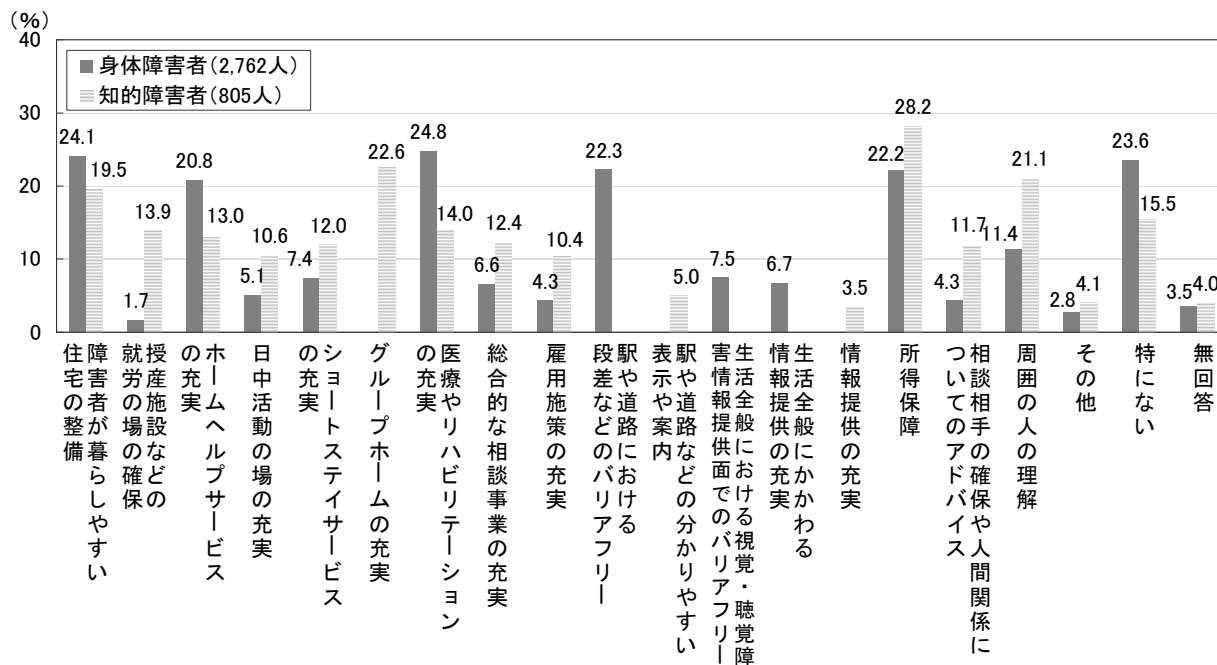


(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

資料：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

生活に必要な福祉サービス等についての意向は、東京都の調査によると、身体障害者では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害者では所得保障の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より2.2ポイント増加しています。精神障害者では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

【図表8: 生活に必要な福祉サービス等】



資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査*における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

- ・ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。
また、費用の負担軽減への要望もみられる。
- ・介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- ・移動と居宅介護のパッケージによる提供も望んでいる。
- ・短期保護については、施設の充実への期待が強い。
また、制度利用要件の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ・ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- ・本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- 障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保
- 3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充
- 精神障害に係る支援の拡充

* 文京区を行ったヒアリング調査について

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

【調査期間】

実施時期 平成23年5月19日(木) ～ 平成23年6月7日(火)

【ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

【調査対象等】

調査対象	施設・団体：29団体
人数実績	当事者：延192人
	保護者：延170人

この調査結果をもとに、当事者の意向や課題を把握し、計画改定に活かしています。

○生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の要望が高くなっています。その中でも身体障害者、知的障害者の保護者からは、入所施設を含めて整備への強い要望があります。

平成23年4月1日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

【図表9：施設等入所者数(平成23年4月1日現在)】

		都内	都外	合計
身体障害者	施設入所支援	7	9	16
	旧法入所療護施設	0	3	3
	計	7	12	19
知的障害者	施設入所支援	35	42	77
	ケアホーム	17	14	31
	グループホーム	9	4	13
	旧法入所更生施設	2	6	8
	旧法入所授産施設	0	6	6
	計	63	72	135
精神障害者	グループホーム	17	2	19
	宿泊型自立訓練	1	0	1
	計	18	2	20
合計		88	86	174

※旧体系施設（障害者自立支援法による体系以前の施設）については、平成24年4月1日から新体系（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム）に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- ・身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なき後の住家として施設整備を強く望んでいる。
- ・医療的ケアのできるホームへの要望もみられる。
- ・地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

- グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実

○情報提供について

ITの利活用が、多くの人にとって生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来から求められているサービスの充実のほか、様々に開発されるITの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- ・3障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のてびき」を知らないケースもある。
- ・特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充実していくことが要望されている。
- ・精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られており、病院など様々な機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべきとの意見が出された。
- ・区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- ・重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

- 情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な手段による情報提供

(2) 相談支援と権利擁護の充実

< 相談支援の充実 >

○ 地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は障害者自立支援法に位置付けられ、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

○ 相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者福祉分野におけるケアマネジャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害福祉分野では規定されておらず、かかわるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークで連携して支援するという特徴があります。

また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声が強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネジャーがあるとよい。

【課題】

- 分かりやすい相談窓口とその充実
- 相談機関の緊急時対応やアウトリーチ(潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組)等の機能強化

< 権利擁護の充実 >

○ 権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行うほか、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めています。

また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど、権利擁護の充実を図っています。

○ 障害者虐待防止法について

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うとともに、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。あわせて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでいきます。

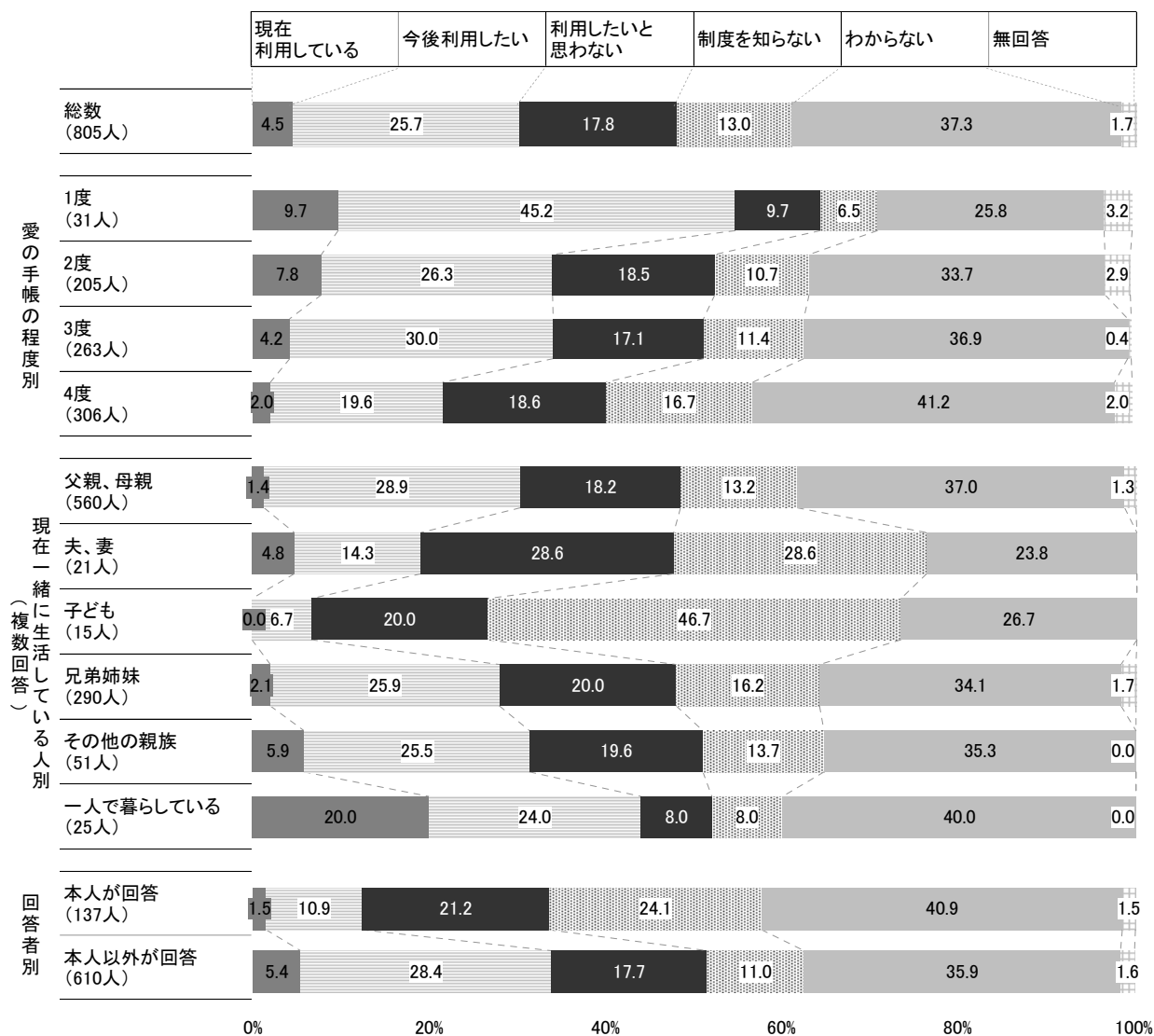
また、本人への虐待防止の啓発に加えて、養護者への周知啓発や支援についても、

施策を進めていく必要があります。

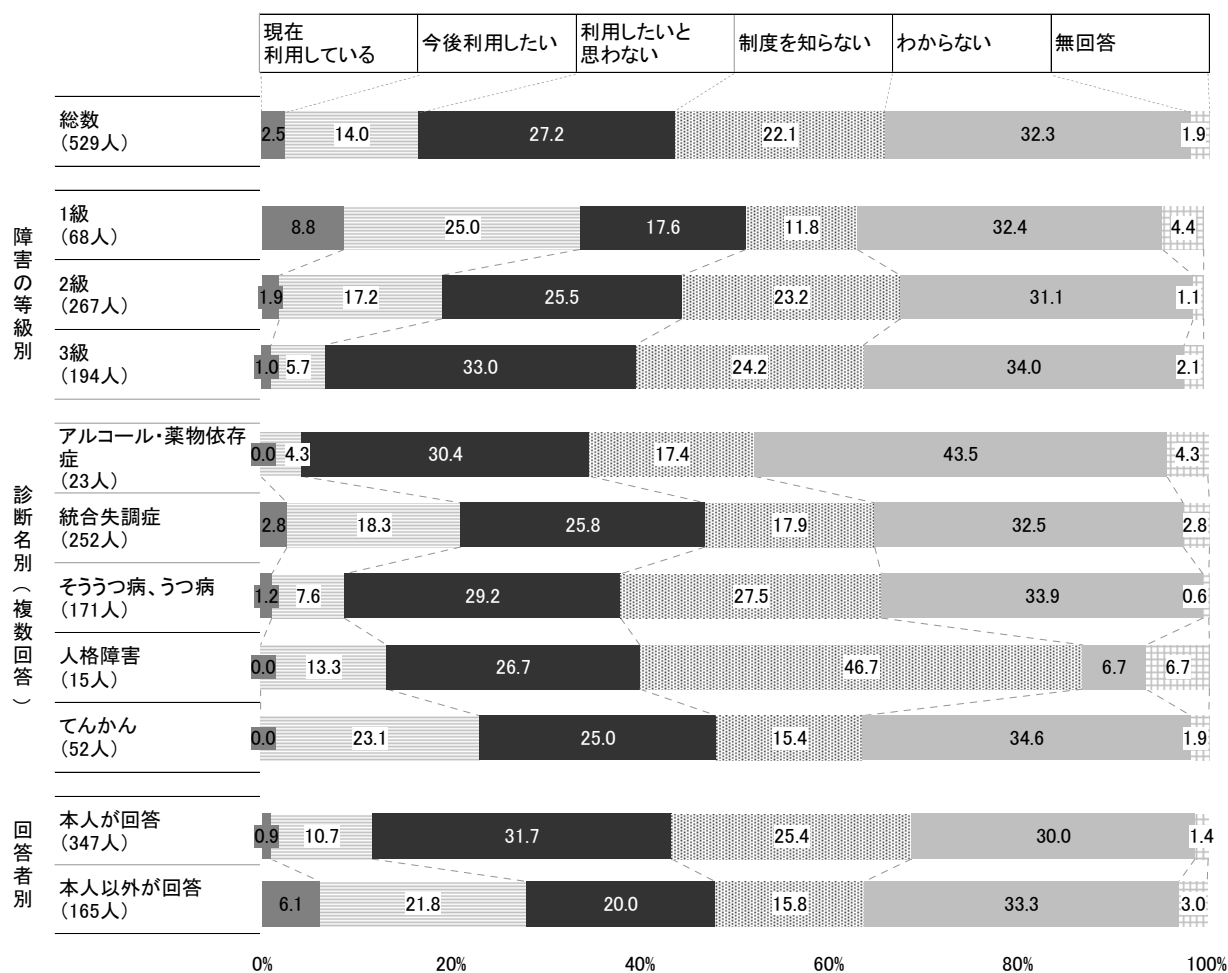
○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ37.3%、32.3%と割合が高くなっています。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

【図表 10: 成年後見制度の利用意向(知的障害者)】



【図表 11: 成年後見制度の利用意向(精神障害者)】



資料:平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・ 成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- ・ 親なき後の第三者による成年後見も必要との意見が出された。
- ・ 成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

- 成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援

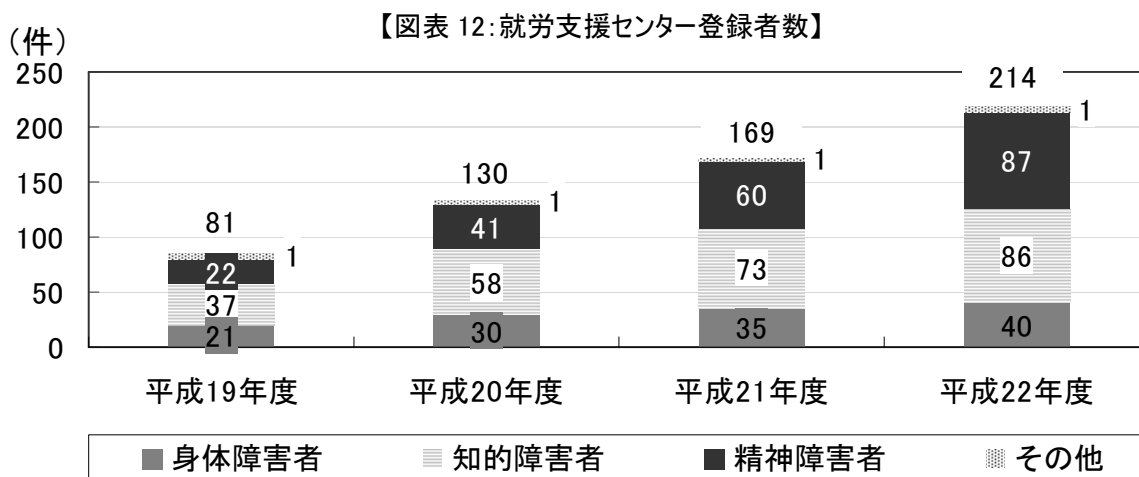
(3) 障害者が当たり前働ける就労支援

○就労支援センターの活動

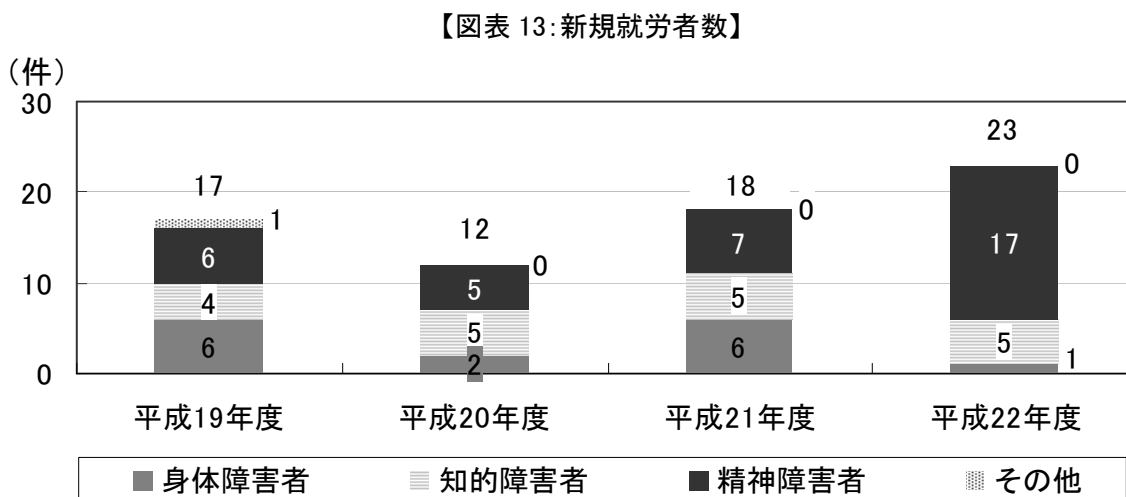
平成19年に設置した障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成23年3月31日現在の登録者は214人になります。特に、最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

○地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

就労支援機関の連携については、従来から開催している就労支援連絡会に加え、平成21年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部会は、平成21年度は2回、平成22年度は4回開催し、現状の分析・課題に対する改善策の検討等取組を進めています。

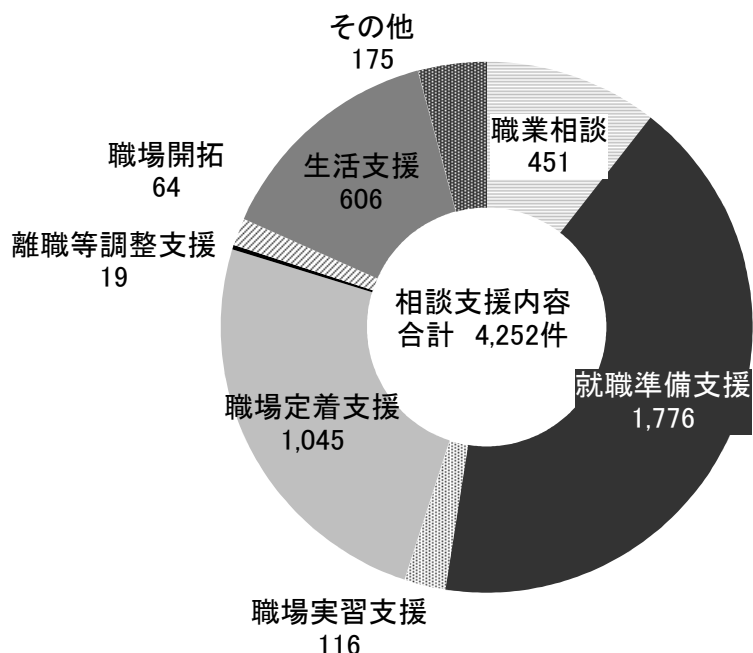


(各年度末現在)



(各年度末現在)

【図表 14: 相談支援内容(平成 22 年度実績)】



ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題

【意向】

- ・就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- ・地域の方と直接関われる仕事の間（パン屋、八百屋、レストラン等）がもっとあってほしい。
- ・福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- ・在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- 障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- 就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- 福祉的就労における作業内容の充実等

(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

○障害児の数等について

平成23年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は、既述のとおり310人です。(P9を参照)

障害児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- ・子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- ・総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- ・特別支援学級が近くにあるといい。地域とのかかわりも持ちやすい
- ・障害のある子どもに対する理解を深める取組をしてほしい。
- ・放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

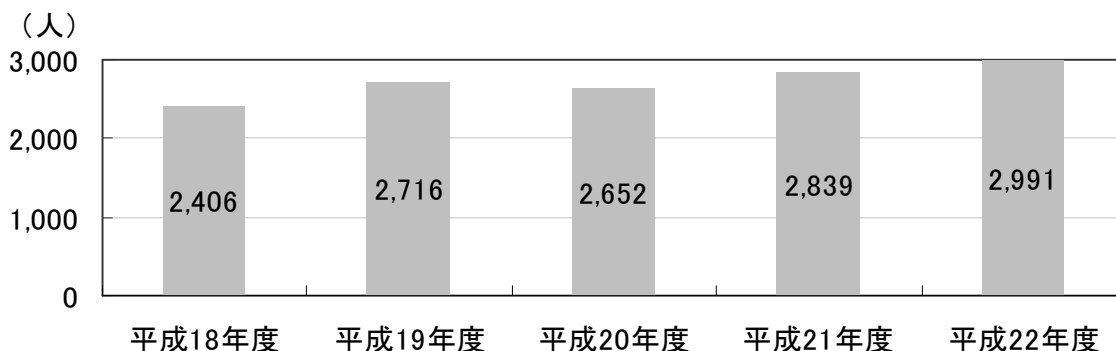
【課題】

- 障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備
- 障害の「有る無し」にかかわらず、ともに成長していくことのできる地域社会の推進
- 子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

【図表 15: 文京福祉センター児童デイサービス利用者数(延人数)の推移】

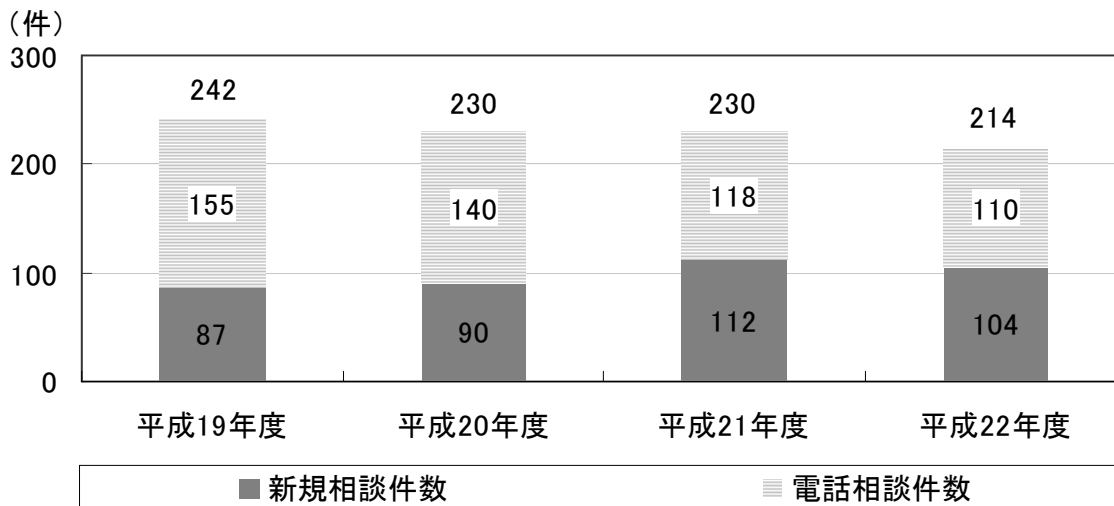


※平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。
 ※平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

○療育相談

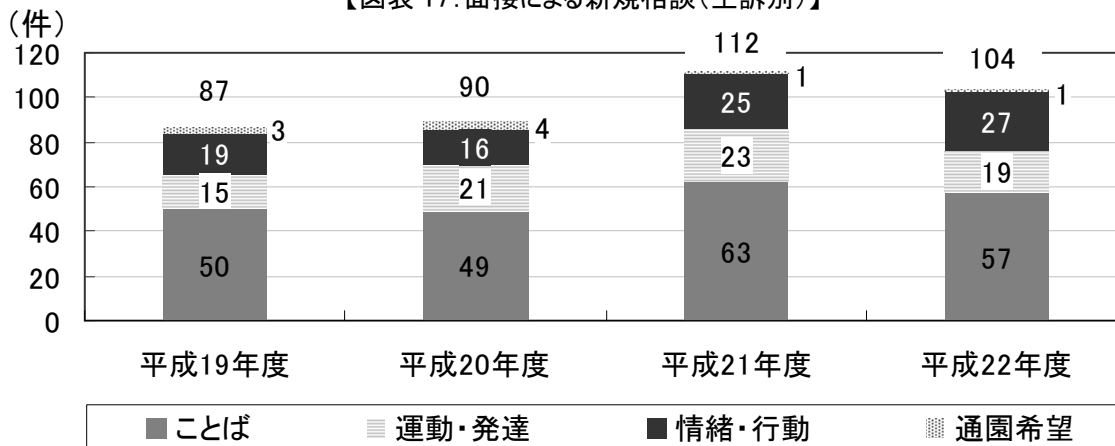
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

【図表 16: 電話相談及び新規相談件数の推移】

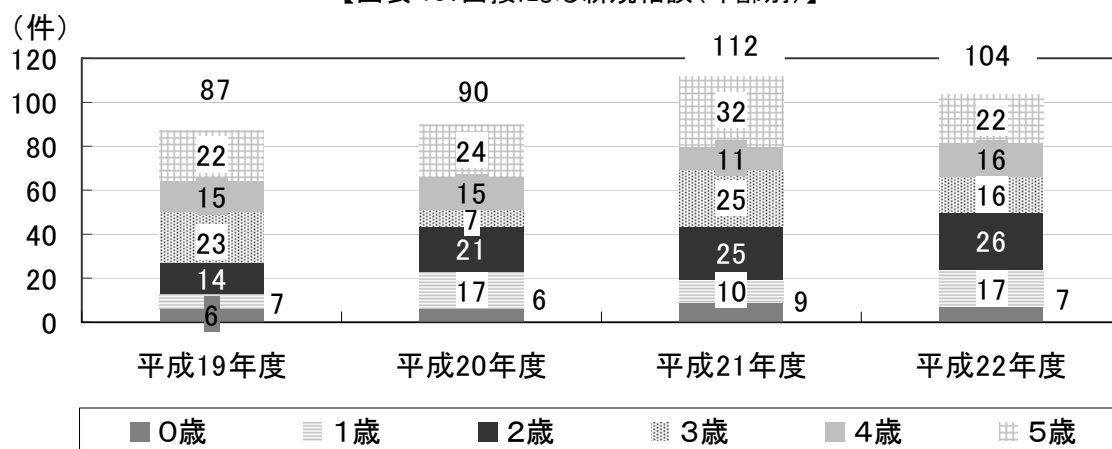


- 電話相談(随時受付): 電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。
- 新規相談(面接による相談・予約受付): 発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

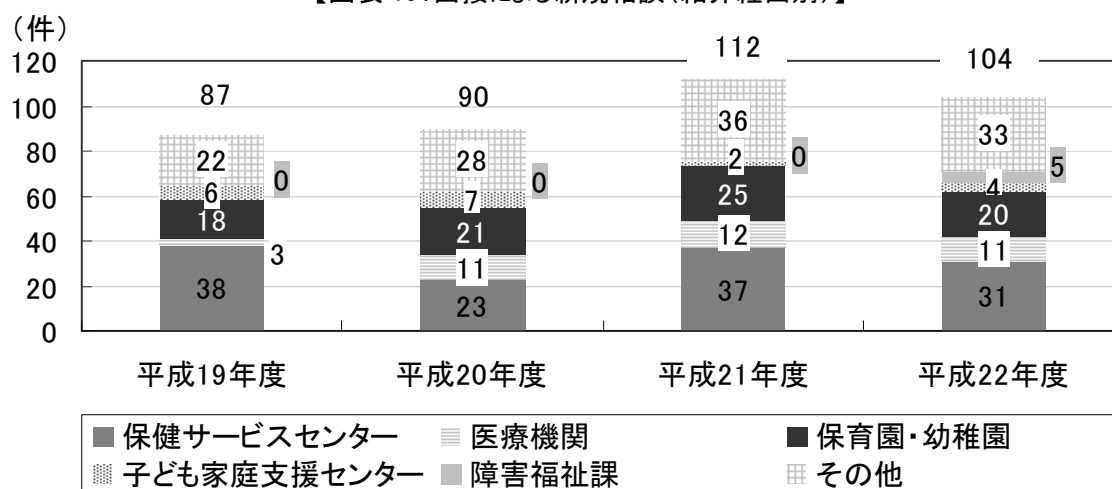
【図表 17: 面接による新規相談(主訴別)】



【図表 18: 面接による新規相談(年齢別)】



【図表 19: 面接による新規相談(紹介経路別)】



(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

○まちと心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や東京都福祉のまちづくり条例に基づいてまちのバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- ・文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- ・自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・日常生活の中で普通に障害者とかかわっていけるまちづくりを。
- ・社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取組の充実をお願いしたい。

【課題】

- 公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化
- 偏見や誤解を受けることのない社会とするための心のバリアフリー
- 障害者が地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では 18.5%、精神障害者では 22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

【図表 20: 社会参加をする上で妨げになっていること(知的障害者)】

	総数	道路や駅などの表示が分からない	電車やバスなどを使った移動が不便	介助者がいない	情報がない	周りの人の理解不足	拒否される	障害等を理由に施設等の利用を拒否される	適切な相談相手がない	仲間が行かない	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (805)	10.7	14.2	13.9	5.1	18.5	1.4	6.8	18.3	12.5	38.9	3.6	
愛の手帳の程度別	1度	100.0 (31)	6.5	22.6	25.8	0.0	9.7	3.2	3.2	16.1	38.7	16.1	3.2
	2度	100.0 (205)	15.1	22.4	23.4	2.4	23.9	3.4	11.2	12.2	18.5	25.9	5.4
	3度	100.0 (263)	11.4	13.3	14.8	6.8	20.5	0.0	6.1	22.4	10.3	37.3	3.0
	4度	100.0 (306)	7.5	8.5	5.6	5.9	14.1	1.0	4.9	19.0	7.8	51.3	2.9
過ごしたところ(平日の日中主に)	自分の家	100.0 (154)	5.2	10.4	7.8	7.1	18.2	2.6	9.7	18.8	14.9	42.2	3.9
	職場	100.0 (210)	6.2	5.2	3.3	4.3	13.3	-	3.3	16.2	7.6	56.7	2.4
	通所施設(作業所・デイケア等を含む)	100.0 (340)	14.4	19.7	22.1	5.0	24.1	1.5	8.8	20.9	10.6	29.7	2.6
	入所施設	100.0 (83)	16.9	20.5	16.9	2.4	10.8	1.2	3.6	8.4	28.9	26.5	9.6
平成15年度調査	100.0 (647)	11.4	17.9	22.1	9.1	23.5	2.2	12.7	24.4	12.5	-	26.9	

【図表 21: 社会参加をする上で妨げになっていること(精神障害者)】

	総数	経済的な理由	介助者がいない	情報がない	周りの人の理解不足	拒否される	障害等を理由に施設等の利用を拒否される	適切な相談相手がない	仲間が行かない	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (529)	24.6	4.0	11.0	22.9	2.6	10.0	15.7	16.1	33.6	2.8	
年齢階級別	29歳以下	100.0 (34)	20.6	0.0	17.6	38.2	5.9	8.8	26.5	8.8	26.5	0.0
	30～39歳	100.0 (118)	30.5	5.1	16.1	29.7	1.7	8.5	22.9	16.9	24.6	3.4
	40～49歳	100.0 (130)	28.5	3.8	9.2	24.6	3.8	13.1	17.7	18.5	28.5	3.1
	50～59歳	100.0 (111)	27.9	0.9	8.1	22.5	1.8	10.8	10.8	18.0	36.0	0.9
	60～69歳	100.0 (95)	16.8	5.3	12.6	10.5	2.1	11.6	8.4	11.6	42.1	6.3
	70歳以上	100.0 (41)	7.3	7.3	0.0	14.6	2.4	0.0	9.8	17.1	56.1	0.0
	65歳以上(再掲)	100.0 (87)	13.8	8.0	5.7	12.6	1.1	8.0	9.2	11.5	49.4	4.6
診断名別(複数回答)	アルコール・薬物依存症	100.0 (23)	8.7	0.0	8.7	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	52.2	4.3
	統合失調症	100.0 (252)	23.4	4.4	12.7	23.8	2.0	9.5	17.5	14.7	32.5	2.0
	そううつ病、うつ病	100.0 (171)	29.8	3.5	12.3	23.4	1.8	14.6	18.7	18.1	29.8	2.9
	人格障害	100.0 (15)	26.7	0.0	13.3	26.7	6.7	13.3	13.3	26.7	40.0	0.0
	てんかん	100.0 (52)	21.2	1.9	5.8	38.5	3.8	3.8	7.7	19.2	26.9	7.7
	その他	100.0 (65)	28.2	7.1	12.9	15.3	3.5	11.8	15.3	18.8	31.8	3.5
平成15年度調査	100.0 (529)	29.5	9.1	14.2	25.7	2.1	18.3	15.5	11.5	29.9	5.5	

資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

<災害時の対応について>

○災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者やその家族は、一層の危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- ・ 障害者施設等を中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- ・ 災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- ・ 避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが受けられるようにしてほしい。
- ・ 区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- ・ 人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- ・ 病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- 障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者での共有
- 震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援
- 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応
- 心身の不調等による緊急時の支援体制



第3節 障害者・障害児に関する重点課題

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

(2) 相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

併せて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

(3) 障害者が当たり前働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

(6) 災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

^{*} ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。